

「天刑病」医学書に記載

ハンセン病への差別助長か

明治、大正期

明治、大正期の複数の医学書に、ハンセン病の呼称の一つとして「天が与えた罰」を意味する「天刑病」という言葉が使われていたことが分かった。国立ハンセン病療養所・菊池恵楓園(合志市)で、ある男性患者の病名を「天刑病」と手書きした明治期の診断書が見つかったが、当時の医師たちが医学用語として使っていた言葉が市民にも広がり、ハンセン病への差別を助長した可能性が出てきた。



「皮膚科学(下)」にある「天刑病」の記載を指す小野友道医師
=熊本市北区

日本近現代史を研究する敬和学園大(新潟県)の藤野豊教授によると、天刑病の記述があるのは、明治初期の後藤昌文著「天刑病考」や、1884(明治17)年出版の小林廣著「治癪新論」など複数ある。

藤野教授は「江戸や明治初期の医者は広く使っていました」と推察。恵楓園で見つ

かった診断書は長崎県内の医師が1911(明治44)年に書いていたが、「彼以外の医者も診断書で使っていただろう」とした。

「天刑病考」(原田禹雄著、言叢社・1983年)によるとハンセン病を「天刑」と表現した中国・明代の医学書が江戸時代に日本で重版されたことで漢方医らの間で広く定着したという。

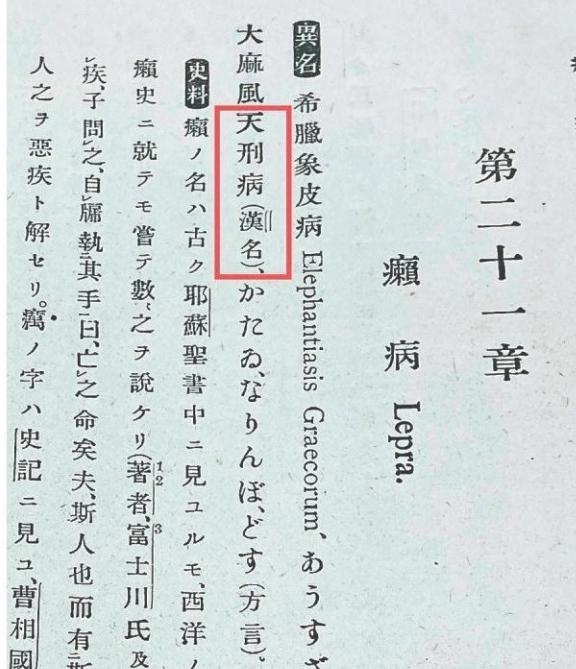
遺伝病とされていたハンセン病は、差別的な意味合いで強く含んだ「業病」とも呼ばれた。1907年に日本最初の関連法「らい予防に関する件」が制定され、正式病名が癪病に統一されたという経緯がある。恵楓園で見つかった診断書が書かれたのは、この法律の制定後だが、藤野教授は天刑病はあくまで俗称。医師は病名が統一されたという知識がなかったのだろうとした上で、「天刑病の言葉は世間に残り、偏見や差別に影響した」と指摘した。

藤野教授の指摘通り、東京帝国大教授で日本皮膚科学会を創立した土肥慶蔵が大正初期に出版した「皮膚科学(下)」には癪病の欄に、ドイツ語などの表記とともに「異名(中略)天刑病(漢名)」と記されている。恵楓園で診断書が見つ

かたたじと、日本ハンセン病学会員で皮膚科医の小野友道・熊本大名誉教授が調べた。「当時の医師の考えは分からぬが、天刑病とも呼ばれた。1907年に日本最初の関連法「らい予防に関する件」が制定され、正式病名が癪病に統一された」と聞けば一般市民は恐れきく、医師には高い人権意識が必要不可欠だと改めて感じた」と話す。

恵楓園入所者自治会の太田明副会長は「天刑病の呼称が、ハンセン病は恐ろしいを強く含んだ「業病」とも呼ばれた。1907年に日本最初の関連法「らい予防に関する件」が制定され、正式病名が癪病に統一された」という間違ったイメージを植え付けた。診断書は医師の差別意識の証拠だと思っていたが、一般的な医学用語だったとすれば、それ以上の衝撃だ」。志村康会長は「病名の決定には医学の倫理観が欠かせないし、社会もそれを絶えず検証するべきだ。現在も差別がなくなるないハンセン病の歴史の教訓だ」と話している。

(深川杏樹)



「皮膚科学(下)」の「癡病」の欄に「異名」として「天刑病(漢名)」と記載がある(画像の一部を加工しています)

「天刑病」と書かれた診断書(写真の一部をぼかしています)
菊池恵楓園人所者自治会提供)